

関 連 資 料

- 1 ふくしまの特徴的な自然環境 108
- 2 東日本大震災の被害を受けた松川浦及び
磐城海岸県立公園における植生や動物の変化予測
. 121
- 3 用語解説 126
- 4 福島県生物多様性推進協議会設置要綱 140
- 5 協議会委員・アドバイザー 142
- 6 コラム 執筆協力者 143
- 7 第2期計画の指標の達成状況 144
- 8 第3期計画指標一覧 145

1 ふくしまの特徴的な自然環境

以下の表は、福島県の生物多様性の豊かさの指標となる特徴的な地域・生態系・動植物を示したものです。どのような危機が及んでいるかも記載することで、今後、ふくしまの生物多様性の保全とその持続可能な利用についての取組が、どのように進んでいるのかを確認する一つの指標にします。

名称	地方 (市町村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 (第1～第3)
国立公園、国定公園①				
尾瀬 (会津駒ヶ岳、田代山、燧ヶ岳含む)	会津 (檜枝岐村、南会津町)	奥山 地域	尾瀬国立公園、国指定特別天然記念物「尾瀬」。本州最大級の高層湿原で、寒地系の希少植物が豊富。昆虫相においても、ホソモリトンボやコヒョウモンなど希少種の生息が多数確認されている。両生類では、クロサンショウウオやモリアオガエルが生息する。 国立公園内の会津駒ヶ岳、田代山、燧ヶ岳はそれぞれ日本百名山。各山頂は特別保護地区に指定。会津駒ヶ岳を含む周辺山岳地帯はイヌワシやクマタカなどの猛禽類の生息（繁殖）や、オオゴマシジミやツマジロウラジャノメ、カノシマチビゲンゴロウなどの希少な昆虫類の生息も確認されている。	第1、第3 第4
飯豊山(系)	会津 (喜多方市)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富で、固有変種イデリンドウも生育している。飯豊山を含む連峰周辺（山麓を含む）では、イヌワシ・クマタカ・サシバ等の猛禽類が生息（繁殖）しているが、近年その繁殖率が著しく低下している。昆虫では希少なベニヒカゲの生息も確認されている。	第1
吾妻山(系)	中通り (福島市)・会津 (猪苗代町、北塩原村)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富。浄土平など火山荒原が広がる。猛禽類ほか多くの鳥類の生息地であり、重要野鳥生息地（IBA）(*)に指定されている。公園内の湿原は、クロサンショウウオやモリアオガエルの産卵地。	第1

名称	地方 (市町村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 (第1～第3)
国立公園、国定公園②				
安達太良山 (系)	中通り (福島市、 二本松市、 大玉村、郡 山市) 会津 (猪苗代 町)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富。馬の背など硫気孔原植生(*)が分布する。猛禽類ほか多くの鳥類の生息地。	第1
磐梯山	会津 (猪苗代 町、北塩原 村、磐梯 町)	奥山 地域	磐梯朝日国立公園。日本百名山。高山植物が豊富。火口原の火山荒原や硫気孔原植生(*)が分布する。磐梯山を含む周辺山岳及び山麓はクマタカ・オオタカ・サシバなど猛禽類の生息域でもある。また、磐梯山の山麓部では、ヒメシロチョウなどの希少種が生息している。	第1
裏磐梯	会津 (北塩原 村)	奥山地 域/里地 里山地 域	磐梯朝日国立公園。1888年の磐梯山噴火によりできた大小300の湖があり、県を代表する景勝地のひとつ。希少な水生植物が多く生育。魚類では国内外の外来種が多いなか、ホトケドジョウやスナヤツメ北方種などの在来種も多く生息。日本有数の野鳥観察域でもあり、磐梯山を含む周辺山岳及び山麓は、クマタカ・オオタカ・ミサゴなどの猛禽類の生息域。重要野鳥生息地(IBA)(*)に指定されている。また、裏磐梯ではゲンゴロウ類が豊富であり、ゲンゴロウ、ヒメミズスマシ、コオナガミズスマシなどが確認される。	第1、第3

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 (第1～第3)
国立公園、国定公園③				
猪苗代湖	会津 (猪苗代 町, 会津若 松市, 郡山 市)	里地里山 地域	磐梯朝日国立公園。日本有数の水質を誇る湖。日本最大のアサザ群落(水生植物)あり。魚類ではコイ科の希少種が生息しており、その産卵母貝(淡水二枚貝類)も生息。鳥類では、北岸のヨシ原に、ヨシゴイ、オオヨシキリ、コヨシキリが生息(繁殖)するが、近年固体数が減少している(特にヨシゴイ)。北西岸(長浜)にオジロワシ(冬季)の飛来がみられる。コハクチョウの重要生息地として重要野鳥生息地(IBA)(*)に指定されている。北西岸翁島にカワウのコロニーがあり、漁業被害や森林被害が発生している。昆虫類では、ルイスツブゲンゴロウやコバネアオイトトンボなどの希少種が確認される。	第1 第2 第3
浅草岳	会津 (只見町)	奥山地域	越後三山只見国定公園。高山植物が豊富。イヌワシなどの猛禽類の生息(繁殖)も確認されている。 ギフチョウやフジミドリシジミなどの希少な昆虫も多い。河川にはカワヤツメ河川型やエゾウグイ、アカザなどの希少種が生息する。両生類では、国内でも生息域の限られるタダミハコネサンショウウオが生息する。	第1

名称	地方 (市町 村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
県立自然公園、天然記念物①				
霊山	中通り (伊達市) 浜通り (相馬市)	奥山地 域/里地 里山地 域	霊山県立自然公園。国史跡および名勝にも指定されている。奇岩を連ねる岩山から成り、集塊岩上にイブキジャコウソウ群落、リュウノウギク群落、キリンソウ群落、ヒモカズラ群落、マルバマンネングサ群落などの特殊な岩上植物群落があり、コケミズなどの希少種も多くみられる。	第1
南湖	中通り (白河市)	里地里 山・都 市地域	南湖県立自然公園。国史跡及び名勝にも指定され、湖の水抜きや、アカマツ林の下草刈り、湖岸のヨシ刈りなどの管理がなされて、景観や環境が維持されている。日本最古級の公園であり、トウゴクヘラオモダカ、ヌマゼリなど希少な湿地生植物、トリゲモやイトイバラモなどの希少な水生植物がみられる。また、昆虫類ではルイスツブゲンゴロウやホッケミズムシなどの希少種もみられる。	第1 第2 第3
松川浦	浜通り (相馬市)	河川・ 湖沼・ 湿原地 域/沿岸 域/里地 里山地 域	松川浦県立自然公園。岩手県以南の太平洋側における、最大級の汽水の浦。 ハマサジやハママツナなど塩性湿地植物の群落や、魚の稚魚の棲みかとなるアマモの群生が確認されている。ハゼ科の魚類が豊富。県特定希少野生動植物に指定されているヒヌマイトトンボは震災後生息が確認されていないが、生息環境の維持保全は続けられている。鳥類では、シギチドリ類（特に春期、秋期の通過時期）、ガンカモ類、サギ類の重要な生息地であり、日本の重要湿地500にも選定されている。 東日本大震災後の復旧事業により陸地の大半が山砂で埋め立てられ、クロマツの苗が植えられている。保護区として残された部分に塩性湿地が成立している。	第1、第3 大震災

名称	地方 (市町村)	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
県立自然公園、天然記念物②				
駒止湿原	会津 (南会津 町, 昭和 村)	奥山地 域	国指定天然記念物「駒止湿原」。発達したミズゴケ湿原が広がり、ワタスゲやニッコウキスゲの群生もみられる。周辺ではクマタカの生息も確認されている。クロサンショウウオやアカハライモリ、モリアオガエルなど両生類の生息(産卵)地。	第1
赤井谷地	会津 (会津若松 市)	里地里 山地域	国指定天然記念物「赤井谷地沼野植物群落」。泥炭地特有の北方系植物の生育地となっている。マークオサムシなどの希少な昆虫類の生息も確認されている。	第1
雄国沼	会津 (北塩原 村)	奥山地 域	国指定天然記念物「雄国沼湿原植物群落」。ニッコウキスゲの大群落が有名。北方系植物の貴重な生育地のひとつとなっている。	第1
中山風穴	会津 (下郷町)	里地里 山地域	国指定天然記念物「中山風穴地特殊植物群落」。冷気を利用し、野菜などの貯蔵にも用いられている。オオタカネバラなど亜寒帯系の特殊な風穴群落がみられる。	第2
三春滝ザクラ	中通り (三春町)	里地里 山地域	国指定天然記念物「三春滝ザクラ」。	
吾妻山ヤエハクサンシヤクナゲ	中通り (福島市)	奥山地 域	国指定天然記念物「吾妻山ヤエハクサンシヤクナゲ自生地」。当該種は福島県の花に指定されている。ハクサンシヤクナゲの八重咲きの突然変異株。	第1
蓋沼の浮島	会津 (会津美里 町)	奥山地 域/里地 里山地 域	県指定天然記念物「蓋沼の浮島」。規模の大きなヨシの浮島である。浮島の上には湿地生の植物群落が形成されている。ツチガエル、モリアオガエルの生息(産卵地)であり、周辺は野鳥も豊富である。	第3
安達太良山ヤエハクサンシヤクナゲ	中通り (二本松 市, 福島 市) 会津 (猪苗代 町)	奥山 地域	県指定天然記念物「安達太良山ヤエハクサンシヤクナゲ自生地」。当該種は福島県の花に指定されている。ハクサンシヤクナゲの八重咲きの突然変異株。	第1

名称	地方（市町村）	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
自然環境保全地域①				
石田ブヨメ キ	中通り（伊達 市）	里地里山地 域	阿武隈高原内の山間の湿地で、ミズバショ ウ、リュウキンカなどの湿地生の植物が生 育している。	第1、第2
法正尻湿原	会津（磐梯町）	里地里山地 域	比較的低標高にあるミズゴケ湿原で、ホロ ムイソウ、ツルコケモモなどの亜寒帯植物 が生育する。ノダイオウ、ナガバノウナギ ツカミなどの希少な湿地生植物も見られ る。昆虫類ではコバンムシやアイツキタホ ウネンエビ、ゲンゴロウ類（ゲンゴロウ、 ヒゲブトコツブゲンゴロウ等）、ガムシ、 エゾコガムシなど多数の希少な種が生息し ている。	第1、第2
安座	会津 （西会津町）	里地里山地 域	岩場に広がる草原や疎林で、ヒメサユリが 群生している。岩峰にコウヤマキの北限の 自生地がある。 <u>昆虫類では希少種であるギフチョウがみら れる。食草となるカンアオイ類等の自生地 を保護するため、適切な森林管理が必要。</u> 湧水地や周辺水田にはトノサマガエルの個 体数が多い。	第1、第2
宮床湿原	会津 （南会津町）	奥山地域	低層湿原、中間湿原、高層湿原からなる自 然性の高い湿原で、ミズゴケ類やトキシ ウ、ツルコケモモ、ワタスゲ、ミズギク等 の豊富な湿原植物が生育している。湿原の 周囲には希少なマダラナニワトンボが生息 している。また、日本で最も小さいトンボ であるハッチョウトンボも多数生息してい る。	第1
黒岩湿原	会津 （南会津町）	奥山地域	原始性の高い自然状態を保っている深山の ミズゴケ湿原。	第1

名称	地方（市町村）	生態系 区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
自然環境保全地域②				
七ヶ岳	会津 （南会津町）	奥山地域	稜線上の露岩の地域にキャラボク、アズマシャクナゲ、ハクサンシャクナゲなどの亜高山性植物群落、山麓にブナの原生林等がある。	第1
木地夜鷹山	会津 （西会津町）	奥山地域	急崖地にトガクシソウの生育地がある。	第1
金山	中通り （白河市）	里地里山地 域	湧水地に現存する唯一のビャッコイの自生地がある。	第1 第2 第3
矢の原 湿原	会津 （昭和村）	奥山地域	7.0～9.0 万年前にできた、知られている中で国内で2 番目に古い湿原で、昭和村の天然記念物に指定されている。周囲に湧水が豊富で、ミツガシワ、ヒツジグサ、ワタスゲなどの湿原植物が豊富に生育する。 昆虫類は特にトンボ類が豊富であり、ハッチョウトンボや希少種であるマダラナニワトンボなど 42 種類が生息している。そのほか、キンイロネクイハムシ、ゲンゴロウ、ミズスマシ、オオミズスマシ、エゾコセアカアメンボ、ヒメシジミなどの希少種が生息している。	第1 第2 第3
平伏沼	浜通り （川内村）	里地里山地 域	国の天然記念物に指定されているモリアオガエルの繁殖地である。 2020 年に新種記載されたヒラサワツブゲンゴロウも生息しており、平伏沼はその模式産地（ホロタイプが採集されたタイプ産地）である。	第1 第2 第3

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然①				
奥只見地域	会津 (只見町)	奥山地域	約3万4000ヘクタールとも言われる広大なブナ林が広がる。奥只見地域には10ペア余りの(新潟県魚沼市を含む)イヌワシが生息しており、国内有数の繁殖地とされる。他にもクマタカ、ハチクマなど多種の猛禽が生息(繁殖)しており、重要野鳥生息地(IBA)にも指定されている。また、沼ノ平には昆虫類の希少種も多く、特にエゾゲンゴロウモドキやキタヒメアメンボはこの地域にしか生息しない重要種である。また、両生類では本県と新潟県の方に分布の限られるタダミハコネサンショウウオが生息する。	第1
奥羽山脈 山麓里地	会津・中通り	里地里山地 域	鳥類では猛禽類やアオバズクなどのフクロウ類をはじめとする多くの希少種の生息環境を擁している。昆虫類では会津地域の里地里山に希少種が多く、マルコガタノゲンゴロウやヒゲブトコツブゲンゴロウ、ナガケシゲンゴロウ、テラニシセスジゲンゴロウなどがみられる。	第1
博士山	会津 (会津美里町、昭和村)	奥山地域	ブナ林が広がり、イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、など多種の猛禽類の生息地である、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類も生息(繁殖)している。モリアオガエルの繁殖がある。山間湿地ではクロサンショウウオやモリアオガエルが産卵している。	第1

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然②				
背あがり山	会津 (会津若松市)	奥山地域/里地 里山地域	南西に燧ヶ岳、北東に猪苗代湖や磐梯山、北西に会津盆地、飯豊連峰などの眺望が望めるだけでなく、気流があり、春・秋の渡り鳥のルートとなっている。チョウゲンボウの繁殖地であるほか、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ、サンコウチョウなど希少な鳥類が多く生息する。ニホンカモシカ、ツキノワクマなどの大型哺乳類の生息地(繁殖)でもある。	第1
阿賀野川流域 (阿賀川・只見川)	会津	河川 湖沼 湿原地域	魚類では、全国的に絶滅が危惧されるウケクチウグイの数少ない生息(繁殖)河川。その他、キタノメダカ、ホトケドジョウ、アカザ、カジカ大卵型、スナヤツメ類等の広域な生息域。両生類ではトノサマガエルが分布する。鳥類では、阿賀川本川流域はオオタカ・ハヤブサ・チョウゲンボウ・ノスリ、ミサゴ・オジロワシ等の猛禽類、オオヨシキリ、コヨシキリ、コアジサシ、ヨシゴイ、ササゴイ、バン、ヒバリ、チュウサギ等多くの希少種の生息地。昆虫(チョウ目)ではミヤマシジミ、ヒメシロチョウなど希少種の生息地。	第1 第3
只見川・伊南川流域	会津 (只見町、南会津町など)	河川 湖沼 湿原地域	淡水魚(円口類)であるカワヤツメの国内有数の生息水域。希少樹種ユビソヤナギの生育地。(2002 発見)	第1
会津盆地の湧水地	会津 (喜多方市・会津若松市など)	里地里山 地域	淡水魚類の太平洋陸封型イトヨが会津盆地の湧水域に生息しており、県や市町村の天然記念物に指定されている。	第1 第3

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然③				
阿武隈川流域 (支流域も含む)	中通り	河川 湖沼 湿原地域	魚類では、ギバチやヒガシシマドジョウ、スナヤツメ北方種、ホトケドジョウ等の広域な生息域で一部にシナイモツゴが生息。両生類ではトウキョウダルマガエルが広域に分布。砂礫地からヤナギ抛水林など植生の推移帯などの河川に特有な構造が多様な鳥類の生息環境をもたらしている。水鳥（オナガガモ）の生息地として重要野鳥生息地（IBA）（*）に指定。昆虫（トンボ目）では、希少種のナゴヤサナエが、阿武隈川及びその支流を産卵場所として利用している。	第1 第3
中通り阿武隈川周辺、扇状地淡水湿地 (福島盆地、郡山カルチャーパーク周辺ほか)	中通り	河川 湖沼 湿原地域 里地里山地 域	鳥類においては、淡水性シギチドリ類の通過環境を有するほか、多くの水鳥の生息地でもある。昆虫類では、ゲンゴロウ、タガメ等の希少種が生息している。	第1

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然④				
摺上川流域	中通り (福島市)	奥山地域 河川 湖沼 湿原地域	昆虫において、コウチュウ目ではスリカミメクラチビゴミムシやモニワメクラチビゴミムシ、チョウ目ではヒメギフチョウなどの希少種が生息する。	第1
阿武隈高地東縁の渓谷地帯	浜通り (相馬市～いわき市)	奥山地域	深い渓谷地帯には、モミ、イヌブナ、ブナなどが生育。アブクマトラノオはこの地域の固有種である。ヤマメやカジカ大卵型などが生息し、場所により在来イワナやエゾウグイが生息する。一部河川にはカワシンジュガイもみられる。両生類ではバンダイハコネサンショウウオやモリアオガエルが生息する。	第1 第3
浜通りの水田地帯	浜通り (新地町～いわき市)	里地里山地域	希少な淡水魚類(在来タナゴ類、ミナミメダカ、ホトケドジョウ、スナヤツメ北方種)や、在来タナゴ類の産卵母貝であるヨコハマシジラガイなどの生息エリア。 淡水性のシギ、チドリ類の通過環境でもある。相双地域のため池にはヤナギヌカボやミズマツバ、イヌセンブリなどの希少な湿地生植物が生育する。 東日本大震災の大津波及び原発事故による社会活動の停滞により、生態系への影響が懸念されている。	第1 第2 第3 大震災
浜通り沿岸域 砂浜、河口干潟・湿地	浜通り	沿岸域	県特定希少野生動植物に指定されているコアジサシの繁殖環境や、淡水性シギチドリ類の通過環境を有している。 戦後の防災施設整備や東日本大震災後の復旧事業により砂浜や海岸草原、後背湿地などがほとんど失われた。原発事故による社会活動の停滞により、生態系への影響が懸念されている	第1 第2 大震災

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然⑤				
水石山公園	浜通り (いわき市)	里地里山 地域	火入れによって維持されているススキ草原で、ヤナギタンポポ、ノハナショウブなどの草地生植物が生育している。展望地として観光に利用されている。	第1 第2 第3
あぶくま洞	中通り (田村市)	里地里山 地域	石灰岩地で日本最大級のヒナノキンチャクの自生地である。ヒナノキンチャクや石灰岩植物の生育地として観光に利用されている。	第1
仙台平	中通り (田村市)	里地里山 地域	石灰岩地でカルスト台地が広がり、石灰岩植物に富む草原が広がっていたが、埋め立てられて外来牧草地となった。現在は放棄されコオニユリなど草地生の植物も生育し、アヤメの大群落がある。展望地とハングライダー離陸場所として観光に利用されている。	第1 第3
熱塩加納 ひめさゆり群 生地	会津 (喜多方市)	里地里山 地域	下草刈りによって維持されているススキ草原及び疎林で、ヒメサユリ、キキョウなどの草地生の希少種が群生している。ヒメサユリの群生地として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2
藤生わらび園	会津 (南会津町)	里地里山 地域	火入れによって維持されている、全国的にも希少な苧安茅場で、キキョウなどの草地生の希少種が群生している。わらび園として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2

名称	地方 (市町村)	生態系区分	特徴等	危機の種類 第1～第3
その他の特徴的な自然⑥				
高清水自然公園ヒメサユリ群生地	会津（南会津町）	里地里山地域	火入れと草刈りによって維持されている、全国的にも希少な苧安茅場で、ヒメサユリなどの草地生の希少種が群生している。ヒメサユリの群生地として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2
水原のクマガイソウ自生地	中通り（福島市）	里地里山地域	下草刈りや枝打ちによって維持されている明るいスギ植林で、日本最大級のクマガイソウの自生地である。ハウチャクソウ、タチガシワなど里山の植物も豊富である。クマガイソウの群生地として観光や地域おこしに利用されている。	第1 第2
差塩湿原	浜通り（いわき市）	里地里山地域	里地にある低層湿原で、ミツガシワ、ミズドクサ、サギスゲなどの氷期遺存植物と言われる湿地生の植物が豊富に生育している。乾燥化や遷移の進行を防ぐため、外部からの水の導入と草刈りによって管理されている。市の天然記念物に指定されている。魚類では、ホトケドジョウが生息する。	第1 第2 第3
玉野ため池	浜通り（相馬市）	里地里山地域	里地にある大型のため池で、湿地林、氾濫原、貧栄養湿地、干上がりあとなど多様な水質環境がみられ、コウホネヒツジグサなど豊富な水生、湿地生植物が生育する。	第1 第2 第3

2 東日本大震災の被害を受けた松川浦及び磐城海岸県立自然公園における 植生や動物の変化予測

平成 24 年度、令和 4 年度に東日本大震災の被災地における植生や動物の将来変化予測を実施しました。その結果は次の表のとおりです。

表 植生や動物の変化予測(1)

公園	対象	年度	将来の変化予測
松川浦	ヨシ群落	平成 24 年度	ヨシは地下茎によりその分布域を広げる種である。野崎湿地の今年度のヨシの生育変化の観察や、周辺の水田跡地に成立したヨシ群落の分布からも、ある程度のスピードで生育地を回復することが期待できる。 ただし、水深が 1m 程度以上の場所には生育できないことから、潮位の変化がある湖岸部での生育可能範囲は限定されると考えられる。
		令和 4 年度	野崎湿地、岩子から新田にかけての沿岸部、鶺鴒の尾岬の内湾側や南側の中州等では回復傾向が見られた。また、大洲から北側にかけての砂州の内湾側や小泉川・宇多川河口部では新たな群落形成と拡大が見られた。松川浦ではヨシ群落は増加傾向にあり、今後も徐々に増加していくものと考えられる。ただし、小泉川・宇多川下流域の百間橋付近やさらに上流側にかけての河川沿いのヨシ群落については、今後の復旧・復興事業等により植生が変化する可能性がある。 なお、小泉川・宇多川河口部付近等、松川浦県立自然公園区域外の場所にも塩性湿地等に生育する重要な植物が生育しており、生物多様性保全上重要な場所が存在している。今後はこのような場所も含めて保全を検討していくことが望まれる。
	砂丘植生	平成 24 年度	砂丘植生の生存に影響する要因としては砂丘の浸食があり、当県立自然公園では地盤沈下も起こっているため、砂丘への波の影響範囲も変化したと考えられる。 震災後 2 年目の今年度の砂丘分布は、地盤沈下後の安定状態と考えられるが、今後海流による砂浜の浸食等が進んだ場合砂丘植生の生育立地が減少する可能性もある。
		令和 4 年度	平成 24 年度に砂丘植生の減少が見られた砂州の外洋側では、砂丘植生が増加していた。震災前と比較すると砂浜自体の幅は狭く、確認された植生は分断されたパッチ状の群落ではあるが、今後海岸線に平行して徐々に植生が拡大していく可能性がある。ただし、高波による砂浜の浸食等が生じた場合は砂丘植生の生育立地が失われるほか、消波ブロック等によって砂の移動が変化した場合は海浜植生以外の内陸性の植物が増加し、砂丘植生が減少する可能性が懸念される。

表 植生や動物の変化予測(2)

公園	対象	年度	将来の変化予測
松川浦	海岸林	平成 24 年度	完全に消失した樹林については、今後の防災林の検討等によって回復が進められると考えられる。 その他の枯損した樹林については、その多くが針葉樹（クロマツやスギ）であり、萌芽再生の可能性はない。枯損木が倒伏した場所には侵入木が生育する可能性があるが、地下水位が高くなっていることも考えられ、生育可能な樹木としてはエノキやハンノキ等やや湿性な立地に生育できる樹種に限られる可能性がある。
		令和 4 年度	砂州や中州、沿岸部では海岸防災林再生事業が進み、クロマツの植林が増加していた。現状では樹高 3m 程度のクロマツ林であるが、将来的にはクロマツ高木林の形成が期待される。一方で、高台の市街地では震災前に見られた落葉広葉樹林やクロマツ林等が、新設の道路や住宅地となっている場所が見られた。新たに整備された公園等では植栽された樹木が成長し、海岸林を形成することが期待される。なお、外来植物のハリエンジュが散見され、現状では著しい増加は見られなかったものの、今後生育地を拡大していく可能性があり、留意が必要である。
	ヒヌマイトトンボ	平成 24 年度	汽水域のヨシ原といった特殊な環境に生息する小型のイトトンボであり、移動能力はあまり高くない。 本調査では、過去に生息が確認されている場所でも確認されなかった。今後、ヨシ原は徐々に回復していくと考えられるが、ヒヌマイトトンボの生息に適した環境（ヨシ原とヨシ原の間に小面積の開放水域や低茎湿地が分布）が自然状態で回復するかは不明である。また、移動能力の低さや生息可能環境の連続性から、周辺の生息地から当県立自然公園に移動してくる可能性はかなり低いと考えられる。
		令和 4 年度	野崎湿地、鵜の尾岬の内湾、小泉川・宇多川河口部等ではヨシ群落が拡大しつつあり、ヒヌマイトトンボの生息に適した環境は回復傾向にあると考えられる。 今回の調査では過去に確認された場所のほか、ヒヌマイトトンボが好むとされる抽水植物が密生する場所を中心に調査を行ったが確認されなかった。ヒヌマイトトンボの移動能力が低いため、今後周辺の生息地から当県立自然公園に移動してくる可能性はかなり低いと考えられる。

表 植生や動物の変化予測(3)

公園	対象	年度	将来の変化予測
松川浦	底生動物	平成 24 年度	種相としては震災前とほぼ同等の底生動物（カニ類、貝類）の生息が確認されたが、その分布状況や個体数は震災前の状況ではないと考えられる。 今後は、干潟の安定化（特に海側）やヨシ原の拡大に応じて、それぞれの環境に対応した底生動物相が成立すると考えられる。
		令和 4 年度	種相は平成 24 年度と大きく変わらなかったが、今回新たに確認された種、震災以降確認されていなかったが今回改めて確認された種、震災前から震災後に確認されていたが今回の調査では確認されなかった種等が見られ、一部の種は環境の変化に伴って消長したと考えられる。 南東岸の大洲国有林保護区に造成された干潟や、百間橋から東の小泉川・宇多川河口部等の前回調査以降にヨシ原が形成・拡大した場所にも重要な底生動物が生息しており、これらは生物多様性保全上重要な場所になっている。 松川浦のほぼ全周にわたる護岸改修工事が終わったこともあり、今後環境が安定化するに伴って、徐々に環境に対応した底生動物相が成立していくものと考えられる。
	鳥類	平成 24 年度	種相としては震災前とほぼ同等の鳥類が確認された。 鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は松川浦の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。
		令和 4 年度	今回の調査での確認種は限られたが、日本野鳥の会（福島県相双支部）の記録と合わせると、震災前よりもやや多くの鳥類が確認され、松川浦の環境に適応したシギ・チドリ類、サギ類、カモ類等が生息していると考えられる。また、中洲に確認されていたカワウのコロニーは縮小しており、他のエリアに移動したのと考えられる。 鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は松川浦の環境（主に干潟やヨシ原の安定化）に対応した鳥類が生息すると考えられる。

表 植生や動物の変化予測(4)

公園	対象	年度	将来の変化予測
磐城海岸	砂丘植生	平成 24 年度	津波の影響により砂浜海岸は縮小・分断化し、これに伴い砂丘植生も縮小している。また、地盤沈下により波による浸食も見られている。 ある程度のまとまりをもった砂丘植生は存続していくと考えられるが、小面積の砂丘植生は大型台風等の高波の影響を受けた場合、面積の減少あるいは消失する可能性もある。 また、現在砂丘植生がない砂浜への複数の砂丘植物の侵入及び群落の形成にはかなりの時間を要すると考えられる。
		令和 4 年度	平成 24 年度と比較すると著しい変化は見られなかったが、砂丘植生が縮小している箇所が見られた。今後、現在の分布範囲から海岸線に平行してさらに拡大していくことが期待される。ただし、高波による砂浜の浸食等が生じた場合は砂丘植生の生育立地が失われ、大きい群落では一部が残存して再び拡大していく可能性があるが、小面積の場合は消失する可能性がある。また、消波ブロック等によって砂の移動が変化した場合は砂丘植生以外の内陸性の植物が増加し、砂丘植生が減少する可能性が懸念される。
	海岸林	平成 24 年度	津波による枯損の被害を受けたクロマツは再生の可能性が低く、現在ハリエンジュが生育している林分ではハリエンジュの優占度が高くなると考えられる。
		令和 4 年度	津波による枯損被害はほとんど見られず、平成 24 年度以降は顕著な変化は見られなかった。以前に枯損が多かった場所等は海岸防災林再生事業により新たにクロマツが植林されていた。また、林分面積に若干の増減が見られ、一部の林分では拡大・成長が見られたほか、防潮堤整備や道路開発等により縮小している林分も見られた。大規模な防潮堤復旧事業等は概ね終了していることから、今後海岸林は概ね維持されることが考えられる。なお、外来植物のハリエンジュについては著しい増加は見られなかったものの、今後生育地を拡大していく可能性があり、留意が必要である。

表 植生や動物の変化予測(5)

公園	対象	年度	将来の変化予測
磐城海岸	重要な植物	平成 24 年度	海岸の崖地に生育する種については、崖内で少し場所を変化させながらも生育を維持していくと考えられる。砂浜に生育する種については、上述した砂丘植生の状況と同じであり、小面積の群落内に生育するものについては消失の可能性が高いと考えられる。
		令和 4 年度	平成 24 年度と同様に、海岸の崖地に生育する種については、崖内で少し場所を変化させながらも生育を維持していくと考えられる。砂浜に生育する種については、上述した砂丘植生の状況と同様に、小面積の群落内に生育するものについては消失の可能性はあるほか、消波ブロック等の設置によって砂の移動が変化した砂浜では、内陸性の種が増加し、砂丘に生育する種が減少する可能性が懸念される。
	コアジサシ	平成 24 年度	コアジサシの繁殖は確認されず、飛来数も少ないものに留まった。ただし、この変化は震災前から起こっているものであり、震災の影響とは言えない。有識者のヒアリングによれば、餌環境の変化が影響している可能性が示唆され、今後のこの影響の変化は不明である。ただし、コアジサシが繁殖に利用できる砂浜を維持しなければ餌環境が改善しても繁殖は再開できないのでこの点には留意が必要と考えられる。
		令和 4 年度	コアジサシの繁殖は確認されなかった。有識者のヒアリングによれば、平成 29～30 年以降は繁殖が確認されていない。繁殖に利用できる環境(砂浜)が落ち着けば戻ってくるのではないかと指摘もあるが、砂丘海岸の面積は年々減少しているため、砂丘海岸の造成等を行い繁殖に利用できる砂浜を維持しなければ、繁殖の再開は困難であると考えられる。
		平成 24 年度	鳥類は生息範囲が広く、移動能力も高いため、今後は磐城海岸の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。なお、ハヤブサについては繁殖の継続も確認されているが、営巣地が崩れるなどの影響も出ている。今後は、営巣適地を見つけて繁殖を続ける可能性もあるが、経過をモニタリングすることが望ましい。
	鳥類	令和 4 年度	引き続き磐城海岸の環境に対応した鳥類が生息すると考えられる。有識者のヒアリングによれば、今年はハヤブサの確認が少なく、繁殖が確認できているのは勿来海岸のみであった。震災以降、海岸線の工事が続いたため、確認頻度が落ちたことも影響していると考えられるため、継続したモニタリングを行うことが望ましい。

3 用語解説

◆ COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）のことで、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

◆ CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任

◆ ESG投資

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）という非財務情報を考慮して行う投融資を指します。

◆ GAP

農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことで、本県では、放射性物資津対策も含めた、ふくしま県GAP（FGAP）という独自の認証制度がある。

◆ IQ管理

漁獲可能量を漁業者または漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲量の管理を行うこと

◆ NbS

自然を基盤とした解決策（Nature-based Solutions）のこと。社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動です。

◆ OECM

OECM (Other effective area-based conservation measures) とは、自然公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことです（例 企業が管理する森林など）。

◆ PRI

責任投資原則（PRI:Principles for Responsible Investment）とは、2006年にコフィ・アナン第七代国連事務総長の提唱により、国連環境計画と金融イニシアティブ、及び国連グローバル・コンパクトとのパートナーシップが打ち出した投資に対する原則のことです。

原則の主な内容は、投資家に対して、企業の分析や評価を行う上で長期的な視点を持ち、ESG情報を考慮した投資行動をとることを求めるものです。

◆ TAC（漁獲可能量制度）

漁獲数量を制限する制度

◆ ZEH

ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

◆ 30 by 30 (サーティバイサーティ)

2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全及び管理するという世界的な目標です。2022年12月に採択となった昆明・モンリオール生物多様性枠組の主要な目標となっています。

あ行

◆ アクアマリンふくしま

海を通して「人と地球の未来」を考える新しい形の「環境水族館」として、いわき市に整備された施設で、公益財団法人ふくしま海洋科学館が運営しています。

◆ 一級河川

国土保全上（治水）または国民経済上（利水）特に重要な水系で政令で指定したものにかかわる河川で、国土交通大臣が指定したものです。

◆ 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画

「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水環境保全に関する基本方針を定めた計画です。

◆ うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度

県内に事業所を有するものが、主として県内で生じた廃棄物等を利用して県内の事業所等で製造した優良な製品を「うつくしま、エコ・リサイクル製品」として福島県が認定し、利用を推進する制度です。

◆ うつくしまの道・川サポート制度

道や川を慈しむ心を育てることを目的に、地域の方々や企業（団体）、市町村、県の3者で協定を結び、清掃活動、美化・緑化活動に取り組む事業です。

◆ エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

◆ エシカル消費

人・社会・環境を考えて、商品やサービスを選択する消費行動

（県産品や認証マークのある商品を購入する、マイバックを使う等）

◆ エリートツリー

地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わせ、その中からさらに優れた個体を選んだもの

◆ 污水处理人口普及率

下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の污水处理施設を利用できる人口の割合です。また、避難地域等により把握困難な市町村を除きます。

◆ 温室効果ガス

太陽から放射されるエネルギーの一部は、地球の表面で熱（赤外線）として反射されますが、大気中の二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などのガスは、その熱を吸収して地表を温める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。地球温暖化に対する影響力はガスの種類によって異なり、CO₂に比べて、質量当たり CH₄は 21 倍、N₂O は 310 倍となっています。

か行

◆ 環境影響評価

環境の保全への配慮を高めるため、大規模開発事業等 の環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業の実施前に、事業者自らがその事業の環境に及ぼす影響について事前に調査、予測及び評価をし、その結果に基づいて事業の内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするものです。

◆ 環境教育サポート団体

環境保全・回復に関する出前講座や自然体験活動などを行う民間団体、事業者を「環境教育サポート団体」として登録する制度です。登録団体は、随時 HP に更新されます。

◆ 吸収源対策

福島県地球温暖化対策推進計画^(*)における温室効果ガス排出抑制に関する施策の大きな柱の一つで、森林には二酸化炭素の吸収源としての役割が期待されています。また、森林整備等によって発生する間伐材は貴重な木質資源であることから、森林資源の有効活用も併せて推進しています。

◆ 魚道

河川にダムや堰等を造る場合に、その一部を魚が上流へさかのぼり、通過できるようにするための施設です。

◆ グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称で、平成 12 年 5 月に制定されました。この法律では、国等の公的機関が率先して、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達を推進するとともに、これらの製品等に関する適切な情報提供を促進することとされており、持続的発展が可能な社会の構築を目指しています。

◆ 景観形成重点地域

個性豊かな街作りを推進するため、地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を市町村が指定し、地元の方々が中心となって必要なルールを定めるもの。

◆ 原生的な森林

人手があまり加えられていない自然状態に近い森林を指します。

◆ 高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスによる鳥の感染症を鳥インフルエンザといい、ヒトやその他の動物に感染した場合も鳥インフルエンザと呼ばれます。鳥インフルエンザウイルスは、自然界においてはカモ類などの水鳥を中心とした鳥類が腸内に保有しています。鳥インフルエンザのなかでも、鳥に対し致死性の高いものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

◆ 広葉樹林化

針葉樹一斉人工林を帯状、群状等に択伐し、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させることにより、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林や広葉樹林にすることです。

◆ 国内希少野生動植物種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づき、国内

に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種のことです。令和5年1月現在、国内希少野生動植物種は442種です。

さ行

◆ 里山

人里近くにあつて、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山や森林のことです。農林業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

◆ 資源管理協定への移行水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画

効率的かつ効果的な種苗放流や栽培漁業にあつての生物多様性保全への配慮等について示した計画です。

◆ 種の保存法

正式な名称は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律です。国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

◆ 植物防疫法

当該法律は輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的としたものです。有害動植物の国内外における発生の状況に対応して植物防疫を的確に実施するため、植物防疫法の一部を改正する法律案を第208回国会に提出し、令和4年4月22日に成立、5月2日に公布、令和5年4月1日から施行されます。

◆ 森林ボランティア

植栽・下刈・除伐・間伐・枝打等を行うボランティアです。

◆ 森林ボランティアサポートセンター

森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

◆ 水系

水源から河口までの流域を同一にする本川、支川、派川及びこれらに関連する湖沼の総称です。このうち阿賀川は、新潟県では阿賀野川と名称を変えますが、水系名では阿賀野川水系となります。

◆ 生態系サービス

生態系からの恵みは、酸素・水の循環・土壌など人間が生きていく上で不可欠な「基盤」となるサービス、食べ物・木製品・薬など暮らしのための原料を「供給」するサービス、地域の伝統・工芸・祭りなど自然と一体となって創りあげられてきた「文化的」サービス、さらには豊かな森林が飲み水を確保し、また山地災害を防止するように、暮らしの安全を支える「調整」サービスなどがあります（第1章参照）。

◆ 生態系ネットワーク

生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組である。ネットワークには地理的に連続している場合のほか、渡り鳥の飛来地のように地理的に連続していない場合も含まれる。

◆ 生態系被害防止外来種リスト

幅広く生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を環境省が選定し、リスト化したもの。侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれのある外来種を選定している。外来生物法に基づく規制の対象となる特定外来生物・未判定外来生物に加えて、同法の規制対象以外の外来種も幅広く選定されている。

◆ 生物多様性のための 30by30 アライアンス

2030 年までに生物多様性に損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030 年までに日本の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することの達成を目的とした有志連合。

◆ せせらぎスクール

水生生物を指標として水質調査を行う団体を「せせらぎスクール」と称しています。県では、調査を行う小・中学校、高等学校、各種市民団体等に必要な教材を配布する等の支援を行っています。

た行

◆ 第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに、県知事が定めることができる計画です。

◆ 第四次福島県食育推進計画

食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるものです。

◆ 只見町ブナセンター

只見町ブナセンターは、「ブナと生きる、雪と暮らす、奥会津只見の挑戦」と題する只見町第六次只見地域振興計画を具体化するための中核的組織として、平成 19 年に発足しました。越後三山只見国定公園があり、豊かな自然に恵まれた只見町において、自然環境の保全や野生生物の保護活動、自然環境の調査・研究活動及び普及啓発活動に取り組んでいます。

◆ 多面的機能支払制度

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する制度。

◆ 地域森林計画

地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、各市町村が定める市町村森林整備計画の指針となる計画です。

◆ 地域脱炭素化促進事業

円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するものです。この制度において市町村は、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき促進区域等を設定し、地域と共生する再エネ事業の導入を促進します。

◆ 地球温暖化対策推進法

社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした法律です。

◆ 中山間地域等直接支払制度

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度のことです。

◆ 鳥獣保護区

野生鳥獣の保護繁殖を図るため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設定する区域のことで、知事又は環境大臣が設定します。設定期間は20年以内ですが、更新することができます。保護区のうち、特に必要な区域は特別保護地区に指定し、立木の伐採、水面の埋め立て等を制限することができます。

◆ 動物愛護法

動物の愛護と動物の適切な管理を目的とした法律。人の飼養に係る動物が対象です。

◆ 特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、日本在来の生物を捕食したり、これらと競合したりすることで、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害を与えたりする、あるいは与えるおそれのある外来種を、「特定外来生物」として指定しています。「特定外来生物」に指定されると、その栽培や保管、運搬、輸入等が規制されるほか、必要に応じて国や自治体が野外等の外来種の防除活動が行われます。

◆ 特定希少野生動植物

「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、希少野生動植物の中でも特に保護を図る必要のあるものとして、現在10種類が指定されています。特定希少野生動植物は、県の許可なく捕獲、採取等を行うことはできません。

植物→オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ビャッコイ、キソエビネ、サルメンエビネ、クマガイソウ、コ克蘭

昆虫→ヒヌマイトトンボ

鳥類→コアジサシ

魚類→ゼニタナゴ

◆ 特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度です。増えすぎたり、減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くための計画で、地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としています。本県ではこれまでに、カワウ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシの計画を策定しました。

計画が策定された場合、知事は、環境大臣が定めた捕獲の禁止又は制限を緩和することが可能となります。事業の実施効果をモニタリングし、その結果を計画改訂の際に目標や事業内容に反映させることになっています。

な行

◆ 二級河川

一級河川として指定された水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものです。

◆ ネイチャーポジティブ

生物多様性の減少傾向を食い止め、回復軌道に乗せること。

◆ 農業集落排水施設

農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

◆ 農村環境アドバイザー

福島県の農業農村整備事業に対し「環境への配慮」等に関する助言を行う有識者。市町村長の推薦により県が選任しています。

◆ 農薬管理指導士

農薬使用者等に対し、農薬取締法その他農薬に関する法令の遵守等について指導又は助言を行うとともに、自らも率先して範を示すことにより、適正な防除業務の推進にあたる人のことです。毒物劇物取扱者の資格が必要です。

◆ 農薬適正使用アドバイザー

農薬使用に関する助言者です。

は行

◆ バイオマス

石油などの化石資源を除いた有機性資源（例：木材、わら、もみがら、家畜排泄物、生ごみなど）で、CO₂を吸収して成長した植物等に由来しており、焼却等をしても吸収分以上のCO₂が発生しないことから、これらの焼却などで発生する二酸化炭素は、二酸化炭素排出量の計算上、排出しなかったものとして扱われます。

◆ 半自然草地

火入れ・採草・放牧などの人間活動によって維持される草地です。

◆ ビオトープ

ビオトープとは、生き物（Bio）の生息活動する場所（Top）という意味ですが、都市部などで、人間によって再構成された自然環境を特にビオトープと言っています。

◆ 風致地区制度

都市計画法に基づき、都市内の樹林地、丘陵、溪谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な景勝地を保全するために定めた地区（風致地区）において、建築、宅地の造成、木竹の伐採などについて一定の規制を行うことにより、都市の風致を保全し、緑豊かな都市環境を保全する制度です。

◆ フォレストパークあだたら

雄大な自然、森林の中に身を置いて、自然と人とのあるべき姿を学ぶために、安達郡大玉村に整備された生涯学習施設です。公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団が運営しています。

◆ ふくしま環境活動支援ネットワーク

環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

◆ ふくしまゼロカーボン宣言

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、事業者や学校が「ゼロカーボン」を目指し取り組むことを宣言し、自ら地球温暖化対策を実施する取り組みです。

◆ 福島県化学物質適正管理指針

人の健康または生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を制御することを目的とした指針です。

◆ 福島県環境基本計画

「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。福島県環境基本計画（第5次）は令和3年12月に策定されました。

◆ 福島県環境創造センター

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を原因とした放射性物質の拡散により、県内が広範囲に汚染されたことから、汚染状況の詳細なモニタリング、放射性物質の動態解明、除染技術の開発、人材育成等に取り組む拠点として、平成28年に全面開所しました。

◆ 福島県資源管理方針

本県の水産資源の適切な管理と合理的利用を図るため、管理すべき水産資源とその管理手法等の具体的内容（漁獲可能量の配分の基準、漁獲量の管理の手法等）を定めた県の計画です。

◆ 福島県自然保護指導員

県から委嘱を受け、国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域の利用者の指導（ごみ等を散らかさない、動植物をとらない等）を行う地域の指導員です。自然環境の保全及び適正利用を促進することを目的としています。

◆ 福島県生物多様性推進協議会

本県の生物多様性に関する課題等の検討や「ふくしま生物多様性推進計画」策定について様々な立場から意見をいただくために設置した機関です。

◆ 福島県総合計画

福島県総合計画は、あらゆる政策を網羅した県の行政運営上の最上位計画であり、県の目指す方向性や施策を示す県づくりの基本的な指針です。

令和3年10月に策定した福島県総合計画では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害からの復興・再生と、地方創生・人口減少対策を重要課題としています。

◆ 福島県地球温暖化対策推進計画

地球温暖化の原因である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、具体的な削減目標とともに対策を掲げ、県民、事業者、行政が実践すべき取組を示した計画です。

◆ 福島県鳥獣保護事業計画

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、県が鳥獣保護事業を実施するための計画で、現在第13次計画（計画期間：令和4年度～8年度）になっています。計画では、鳥獣保護区の指定、鳥獣の人工増殖・放獣、鳥獣捕獲の許可、特定猟具使用禁止区域の指定等、特定鳥獣保護管理計画の策定等、鳥獣の生息状況調査、鳥獣保護事業の普及啓発、傷病鳥獣の救護などを定めています。

◆ 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画

家畜排せつ物の適正な管理と堆肥の積極的な活用により、水環境を始めとした環境の保全、循環型農業、畜産経営の健全な発展を実現するため、家畜排せつ物の利用目標や施設整備に関する基本的な方向を定めた計画です。

◆ 福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ

2050年度のカーボンニュートラルを実現するために、誰がどのような対策をどのように実施する必要があるのかについて、将来予測モデルを利用して定量的に検討し、県民・事業者・行政等あらゆる主体が取り組むべき対策をわかりやすく示したものです。

◆ 福島県農業総合センター

福島県の農業試験場、果樹試験場、たばこ試験場、畜産試験場、養鶏試験場の試験研究機関と、農業短期大学校及び病害虫防除所、肥飼料検査所を再編統合して発足した研究機関で、試験研究体制を強化し、農業者に対する技術支援を行うほか、開放施設（交流棟、展示農園等）を活用して消費者や子ども達へ農業の魅力や重要性を伝えています。

◆ 福島県文化財保存活用大綱

本県の豊かな歴史と文化に育まれた特色ある文化財について、保存と活用に係る本県の基本的方向性を明らかにし、県内市町村が各種の取組を進めて行く上で、共通の基盤とすることを目的としたもの。

◆ 福島県水環境保全基本計画

将来にわたって良好な水質を保全し、豊かな水環境を引き継いで行くための計画です。

◆ 福島県有機農業推進計画

環境への負荷低減による自然循環機能の発揮や地域活性化などが期待される有機農業の取組を拡大するため、技術の実証・確立、有機農業者の確保などの施策の展開方向や有機農業推進に関する目標等を定めた計画です。

◆ 福島県野生動植物保護アドバイザー

県の野生動植物の保護施策やふくしまレッドリストの点検・運営などについて助言を行う有識者の方々です。

◆ 福島県野生動植物保護サポーター

野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして登録されたの方々です。

◆ 福島県林業研究センター

平成13年に、前身の福島県林業試験場を改組して発足した研究機関です。木材利用技術やキノコなどの特用林産技術、森林整備技術などを研究しています。

◆ ふくしまの美しい水環境整備構想～適正な生活排水等の処理に向けて～

計画的かつ効率的な污水处理施設の整備を行い、快適で潤いのある生活環境の実現や、美しい水環境のさらなる向上を目指した計画です。

◆ レッドデータブックふくしま

県内の絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書です。

◆ ふくしまレッドリスト

福島県の絶滅のおそれのある野生動植物のリストです。

◆ ふくしまブルーリスト

福島県の外来種のリストです。

◆ 保安林

国土の保全、水源の涵（かん）養、生活環境の保全等を目的として森林法に基づき指定される森林です。保安林に指定されると、立木の伐採、土地の形質の変更等について、一定の制限が課せられます。

ま行

◆ MEL（マリン・エコラベル・ジャパン）

日本発の水産エコラベル認証制度であり、水産資源の持続性と環境に配慮している事業者（漁業・養殖業）を第三者が審査し認証しています。

◆ 緑の回廊

野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のある森林や緑地などの空間のことで、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われています。林野庁では、国有林等における生物多様性保全策の1つとして「緑の回廊」を設定しており、従来から指定している様々な保護林を中心に、森のネットワークを形成しています。

◆ 緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。

◆ 『水との共生』プラン

人と水との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を未来に継承していくことを目的に、本県の水に関する施策の基本的な考え方を水循環の視点から示す計画です。

◆ 緑の文化財

正式名称は「福島県緑の文化財」で、県民に親しまれ愛されてきた名木や鎮守の森等の緑の財産を知事が登録するものです。

◆ 南相馬市博物館

平成7年に「野馬追の里歴史民俗資料館」として開館し、平成18年に市町合併に伴い「南相馬市博物館」に改称しました。南相馬市の動植物の標本を収蔵しているほか、自然や野生動植物に関する講座が開催されています。

◆ モニタリング指標

目標値の設定が困難ですが、毎年状況を把握し、推移をみていくことが望ましい指標のことで

◆ もりの案内人

森林の必要性や重要性を広く県民に伝えるボランティアによる指導者の方々です。

や行

◆ 野生生物共生センター

野生生物共生センターは大玉村にある県の施設であり、野生生物に関する調査や普及啓発、野生動物の保護を行っています。

◆ 野生動物救急救命ドクター（ERドクター）

県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターとして登録した動物病院の医師で、ボランティアにより野生動物の初期治療を行います。

◆ 有機栽培

「化学肥料や化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を使用しない」ことを原則として、農地の生産力を発揮させながら、環境への負荷をできる限り低減する栽培方法です。

ら行

◆ リスクコミュニケーション

化学物質による環境リスクに関する正確な情報を県民、事業者、行政等の全ての者が信頼関係の中で共有し、お互いに意思疎通を図っていくことです。

◆ 緑地協定制度

「都市緑地法」に基づき、住宅地等の地域の人々が自らの居住空間を良好なものに保つため、協定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。

わ行

◆ ワークেশヨン

ワークেশヨンとは、仕事（ワーク）と休暇（バケーション）を組み合わせた造語で、リゾート地や観光地で休暇を取りながら、一部の時間を仕事に充てるワークスタイルです。

4 福島県生物多様性推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 福島県の生物多様性に関する課題等の検討や自然環境の保全を基本理念として自然環境の保全と持続可能な利用（以下「自然環境の保全等」という。）を推進する「ふくしま生物多様性推進計画」（以下「計画」という。）の進行管理及び見直しのため、「福島県生物多様性推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 福島県の生物多様性に関する現状と課題に関すること。
- (2) 生物多様性の保全と持続可能な利用にかかる主要な取組に関すること。
- (3) 計画の推進体制に関すること。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織し、委員は生物多様性に関する学識経験者及び生物多様性の保全・利用に関する団体の推薦者等により構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は次のとおりとする。

- (1) 協議会は公開とする。ただし、会議の内容等に鑑み、公開しない旨を決議したときはこのかぎりでない。
- (2) 協議会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は委員の互選とし、座長代理は座長が指名する。
- (4) 座長は、協議会の円滑な運営と進行を統括する。
- (5) 座長代理は、座長に事故のあるときは、その職務を代行する。
- (6) 協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者からの意見聴取及び資料提供を事務局に求めることができる。
- (7) 協議会は、必要と認める場合は、委員以外の者に対し出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、福島県生活環境部自然保護課内に事務局を置く。

(会議録)

第6条 協議会の議事については議事録を作成し、5年間保存する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、任期内に新たに委嘱された委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

5 協議会委員・アドバイザー

最終審議がなされた日（令和5年3月20日）現在

○福島県生物多様性推進協議会委員名簿

（敬称略 五十音順）

氏名	役職等
五十嵐 悟	自然観察の会ふくしま 会長
黒沢 高秀	福島大学共生システム理工学類 教授
今野 万里子	特定非営利活動法人おーでらす 代表理事
神宮宇 寛	福島大学食農学類 教授
高木 鉄哉	福島森林管理署 署長
田村 省二	東北地方環境事務所 所長
千枝 浩美	福島県農業協同組合中央会女性部協議会 会長
仲川 邦広	南相馬市博物館 学芸員
眞野 眞理子	特定非営利活動法人裏磐梯エコツーリズム協会 会長

○アドバイザー

（敬称略）

氏名	役職等
角 真耶	国立環境研究所生物多様性領域 生物多様性評価・予測研究室 高度技能専門員

6 コラム 執筆協力者

○コラム 執筆協力者

(敬称略)

No	タイトル	執筆協力者
1	食卓を豊かにした、野生きのこの遺伝的多様性 ～喜多方市山都のナメコ～	黒沢高秀、兼子伸吾 平尾章
2	絶滅危惧植物 クマガイソウ自生地の保全と活用 ～福島市水原地区の事例～	黒沢高秀
3	谷津田の生物多様性について ～農村地域の生きものたち～	今野万里子、堀部良太 弦間一郎、稲葉修 平澤桂、佐藤洋司 星昇、岩崎雄輔 増淵翔太
4	東北最大級の干潟 松川浦	国立環境研究所
5	県内に残る貴重な半自然草地 ～水石山、ひめさゆり群生地、藤生わらび園～	黒沢高秀
6	身近な外来種 ～アメリカザリガニとアカミミガメ～	－
7	海岸防災施設整備と生物多様性保全の両立	黒沢高秀
8	ESG投資について ～自然環境に配慮した企業への投資～	－
9	OECMとは ～民間等の取組により保全されている区域～	－
10	県内の外来植物駆除の試み ～裏磐梯、南湖公園、矢ノ原湿原～	黒沢高秀
11	只見ユネスコエコパーク ～豪雪が生んだ自然と生活文化を守り、活かす取り組み～	只見町
12	松平定信公による江戸時代のグリーンインフラ ～白河市 南湖公園～	黒沢高秀
13	上堰棚田と本木上堰について ～ボランティアと共につなぐ里山の生物多様性～	本木・早稲谷 堰と里山を 守る会
14	県内のラムサール条約登録湿地と潜在候補地について ～尾瀬、松川浦、高野池、裏磐梯湖沼群、猪苗代湖～	黒沢高秀
15	生物多様性に配慮された商品 ～認証マークの付いた商品を購入しよう	－

7 第2期計画の指標の達成状況

No	指標の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	単位	達成状況	達成率
1	自然公園の利用者数	目標										17,600	千人	×	40%
		実績値		10,736	10,746	10,581	10,506	10,676	10,442	10,277	9,613	7,104			
2	耕作放棄地の解消面積	目標										3,000	ha	◎	145%
		実績値	255		1,013	1,433	1,933	2,750	3,084	3,392	3,929	4,359			
3	森林整備面積	目標										14,000	ha	×	43%
		実績値	7,387	6,256	5,626	5,636	5,825	6,406	5,992	6,037	5,707	6,004			
4	松くい虫被害材積	目標										30	千㎡	○	98%
		実績値	37.6	34.7	32.3	31.3	29.7	30.3	30.0	32.4	30.6	29.5			
5	一人あたりの都市公園面積	目標										13.10	㎡/人	◎	111%
		実績値	12.45	12.60	12.70	12.79	12.77	13.07	13.31	13.65	14.20	14.54			
6	汚水処理人口普及率	目標										88.4	%	○	96%
		実績値		76.5	78.0	79.7	81.1	81.8	82.6	82.8	83.7	84.6			
7	猪苗代湖のCOD値	目標										0.5	mg/L	×	36%
		実績値		1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4			
8	水質環境基準達成率	目標										100.0	%	○	90%
		実績値	92.8	92.8	93.0	95.3	95.3	93.2	93.2	92.0	92.0	89.7			
9	野生動物植物保護サポーター登録数	目標										140	人	◎	113%
		実績値		104	108	111	113	113	114	128	133	158			
10	工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施件数	目標										170	件	△	60%
		実績値	81	100	97	118	111	102	94	116	110	102			
11	水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	目標										91	か所	○	96%
		実績値		77	78	80	83	83	84	85	86	87			
12	温室効果ガス排出量 (H2年度比)	目標										90	%	○	90%
		実績値				86.9	85.8	86.4	87.2	80.8					
13	「福島認定書」事業参加団体数 事業所	目標										3,000	か所	×	55%
		実績値			1,535	1,450	1,704	1,426	1,507	1,591	1,705	1,640			
	学校	目標										900	校	×	37%
		実績値			495	406	428	464	471	406	394	329			
14	木質燃料使用量	目標										880	千トン	△	72%
		実績値	458	533	584	610	599	585	586	645	631	633			
15	マイバッグ推進デー協力店	目標										2,000	店	◎	113%
		実績値		1,086	1,090	1,102	1,327	2,061	2,060	2,252	2,254	2,256			
16	エコファーマー認定件数	目標										25,000	件	×	39%
		実績値		20,336	20,528	16,543	14,425	13,853	12,367	11,514	11,078	9,637			
17	保安林指定面積	目標										124,500	ha	○	92%
		実績値	112,469	112,905	113,337	113,584	114,068	114,093	114,349	114,397	114,488	114,548			
18	生物多様性について理解している人の割合	目標										70.0	%	×	28%
		実績値			29.0	29.0	29.0	29.2	29.2	29.2	19.7	19.7			
19	環境アドバイザー等派遣事業受講者数	目標										28,000	人	◎	110%
		実績値		24,279	24,541	25,055	25,921	27,697	28,415	29,387	30,190	30,775			
20	せせらぎスクール参加 団体数	目標										増加を目指す 37	団体	◎	-
		実績値		-	8	25	32	25	36	32	35	37			
	延べ参加者数	目標										増加を目指す	人	◎	-
		実績値		-	398	1,552	2,339	1,285	1,582	1,399	1,412	1,380			
21	尾瀬で自然環境学習を行った児童・生徒数	目標										1,400	人	×	28%
		実績値		1,051	1,140	1,063	980	840	558	718	486	389			
22	NPO法人の認証を受けた環境保全に関連する市民活動団体数	目標										340	団体	◎	111%
		実績値		304	327	355	359	366	376	376	377				
23	農地・水・環境の良好な保全を図る共同活動を行う面積	目標										45,000	ha	◎	143%
		実績値	35,561	32,614	33,910	45,202	57,884	61,172	62,056	63,513	63,789	64,390			
24	森林づくり意識醸成活動の参加者数	目標										155,000	人	△	74%
		実績値		131,076	142,544	151,614	161,954	179,453	196,029	230,562	178,382	114,918			

達成状況
◎：100%以上（達成している）
○：75%以上～100%未満
△：60%以上～75%未満
×：60%未満

《評価》◎：9個、○：6個、△：3個、×：8個

- ・達成率60%以上（◎、○、△）の指標は、全体の約7割
- ・達成率60%未満（×）の指標については、全体の約3割
- ・引き続き取組の継続が必要

8 第3期計画 指標一覧

No	目標	指標	次期計画		
			現状値	目標値	
1	①	県土における保護地域及びOECMの占める割合	28.8%	R3	30%以上
2	①	自然共生サイト（OECM）の認定登録数	0箇所	R3	5箇所以上
3	①	シカの年間捕獲頭数	2,373頭	R3	1,400頭以上最大限
4	②	森林整備面積	5,857ha	R3	8,000ha
5	④	【モニタリング指標】「ふくしまブルーリスト」掲載数	640種	R4	—
6	④	特定外来生物の防除実施計画数	3種	R4	9種
7	⑤	水質環境基準達成率（全窒素・全りん）	湖沼 71.4% 海域 100%	R3	（上昇を目指す）
8	⑤	汚水処理人口普及率	85.3%	R3	97.4%
9	⑤	猪苗代湖（湖心）の全窒素値	0.16mg/l	R3	0.1mg/l 以下
10	⑤	猪苗代湖（湖心）の全りん値	0.003mg/l	R3	0.003mg/l未滿
11	⑤	工場・事業場等におけるリスクコミュニケーションの実施事業場数	185事業場	R3	380事業場
12	⑥	温室効果ガス排出量 <small>（2013年度比）</small>	▲11.6%	R1	▲50%
13	⑦	【モニタリング指標】「ふくしまレッドリスト」掲載数	1,391種	R3	—
14	⑦	【意識調査】「希少野生動植物」を知っている県民の割合	—	—	（増加を目指す）
15	⑧	一人あたりの都市公園面積	14.5m ² /人	R2	15.2m ² /人
16	⑧	自然公園の利用者数	6,693人	R3	10,640人
17	⑧	木質燃料使用量	676千t	R3	900千t以上
18	⑨	野生鳥獣による農作物の被害額	139,842千円	R3	90,000千円
19	⑨	イノシシ・シカの年間捕獲頭数	イノシシ 18,768頭 シカ 2,373頭	R3	イノシシ25,000頭以上最大限 シカ1,400頭以上最大限
20	⑨	狩猟者登録者数	4,538人	R3	増加を目指す
21	⑨	本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られていると回答した県民の割合	53.4%	R3	82.0%
22	⑩	有機農業等の取組面積	2,859ha	R3	6,000ha
23	⑩	第三者認証GAP等を認証した経営	709経営体	R3	1,800経営体以上
24	⑩	遊休農地の解消面積	—		4,500ha
25	⑩	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合	53%	R3	57%以上
26	⑩	木材（素材）生産量	914千m ³	R2	1,350千m ³ 以上
27	⑩	河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数	12,497人	R3	12,000人
28	⑪	自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと思う県民の割合	86.0%	R3	95%以上
29	⑫	生物多様性について理解している県民の割合	24.4%	R4	70%以上
30	⑫	外来種について理解している県民の割合	80.9%	R4	100%
31	⑫	自然体験学習等参加者数	1,476人	R1	2,200人
32	⑫	森林づくり意識醸成活動の参加者数	144,954人	R3	170,000人
33	⑫	環境教育副読本を用いて学習を行った県内小学校の割合	30.4%	R3	80%
34	⑫	環境アドバイザー等派遣事業 受講者数	31,828人	R3	39,700人
35	⑫	【モニタリング指標】水と親しめるふくしまの川づくり箇所数	88箇所	R3	増加を目指す

36	㊦	生物多様性に配慮したライフスタイルとして、地球温暖化対策に取り組んでいる県民の割合	59.7%	R4	80%
37	㊦	生きものを最後まで責任を持って育てる県民の割合	46.0%	R4	80%
38	㊦	地元の食材・ものを選んで購入する県民の割合	41.3%	R4	80%
39	㊦	環境に配慮した商品を優先的に購入する県民の割合	27.7%	R4	70%
40	㊦	身近な生きものを観察したり、外に出て自然と積極的にふれあう県民の割合	25.8%	R4	70%
41	㊦	自然や生きものについて、家族や友人と話し合う県民の割合	17.6%	R4	50%
42	㊦	自然保護活動や美化活動に参加する県民の割合	16.9%	R4	50%
43	㊦	エコツアー（ガイドによる自然体験）に参加する県民の割合	7.4%	R4	50%
44	㊧	「ふくしまゼロカーボン宣言事業」参加団体数・学校数	1,640事業所 329校	R3	11,000事業所 1,000校
45	㊧	野生動植物保護サポーター登録数	166人	R3	178人
46	㊧	せせらぎスクール参加 団体数、延べ参加者数	44団体 1,826人	R3	55団体 2,760人
47	㊧	猪苗代湖における水草回収、清掃活動等ボランティア参加者数	2,305人	R3	12,000人

お問い合わせ先

福島県 生活環境部 自然保護課

TEL 024-521-7210

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号